

令和2年度 第2回いじめ対策総点検 評価表（チェックシートによる点検の評価）

学校名：佐渡中等教育学校 点検期間：令和3年1月29日～2月15日

	視点	評価規準	評価基準	評価
1 学校の組織力の強化	1-(2) いじめに関連する情報を共有している		A 事前に学年、教科担当、部活動顧問など関係する職員と情報共有し、その後、職員朝会等で情報共有する	A
			B 職員朝会等で情報共有する	
			C 情報共有しない	
2 教職員の意識改革と指導力・対応力の向上	2-(1) いじめ対応等に関する校内研修を年3回以上、実施する		A 3回以上の校内研修が実施済みである	A
			B 2回の校内研修が実施済みであり、今後1回以上の研修が予定されている	
			C 校内研修の実施が1回以下である	
2 教職員の意識改革と指導力・対応力の向上	2-(2) いじめ対応等に関する校内研修に参加できなかつた職員に代替措置をとっている		A 別日程により、再度実施している	B
			B プリント（紙面）や映像により、研修の代替としている	
			C 何もしていない	
	2-(4) 第1回総点検の結果を活用している		A 全職員で良かった点や改善点について共有し、改善策を検討し、実行している	A
			B 全職員で良かった点や改善点について共有し、改善策を検討した	
			C 全職員での共有は行っていない	
3 相談しやすい体制	3-(1) いじめに関するアンケートについて、回答しやすい工夫がされている		A 「自宅に持ち帰らせての回答」及び「無記名式のアンケートの実施」の両方を行っている。	A
			B 「自宅に持ち帰らせての回答」或いは「無記名式のアンケートの実施」のどちらか一方だけなど、何かしら生徒が書きやすい工夫を行っている	
			C 自宅に持ち帰らせずに「学校で回答」させており、無記名式は実施せずに「全て記名式のアンケート」を行っている。	
	3-(2) 定期的な教育相談が行われ、生徒の悩みを把握する機会を設けている		A 下記評価基準Bに加え、学級担任以外にも児童生徒が希望する教職員と面談できる仕組みが構築されている	A
			B アンケート結果等をふまえ、学級担任を中心に定期的な面談を実施している	
			C 面談は実施しているが、生活上の悩みに関するものは実施していない	

	視点	評価規準	評価基準	評価
4	保護者との連携	4- (1) 校内いじめ対策や組織について、保護者に周知している	A 学校基本方針についてホームページに掲載しており、PTA総会等を通じ、直接、説明をしている（直接、説明する予定であったが中止したものを含む）	A
			B 学校基本方針についてホームページに掲載又は印刷して配付する等により周知をしている	
			C 学校基本方針についてホームページに掲載しておらず、印刷して配付する等による周知もしていない	
	4- (2) いじめ認知時の保護者への伝え方に配慮している (新潟県いじめ対応総合マニュアルを活用している)	A 新潟県いじめ対応総合マニュアル（改訂版）を校内研修等に活かし、日常的に保護者との連携に活用している	B	
		B 新潟県いじめ対応総合マニュアル（改訂版）を全職員に周知し、活用を促している		
		C 新潟県いじめ対応総合マニュアル（改訂版）を活用していない		
	4- (3) 第1回いじめ対策総点検の自校の結果を保護者に公表している	A ホームページに掲載している（特別支援学校を除く）	A	
		C ホームページに掲載していない（特別支援学校を除く）		
自己点検	教職員の意識改革と指導力・対応力の向上	教職員がいじめ防止対策推進法2条を理解している	A 9割以上の教職員がいじめ防止対策推進法2条を理解している	A
			B 8割以上の教職員がいじめ防止対策推進法2条を理解している	
			C いじめ防止対策推進法2条を理解している教職員が8割未満である	
	教職員がいじめ防止対策推進法23条を理解している	教職員がいじめ防止対策推進法23条を理解している	A 9割以上の教職員がいじめ防止対策推進法23条を理解している	A
			B 8割以上の教職員がいじめ防止対策推進法23条を理解している	
			C いじめ防止対策推進法23条を理解している教職員が8割未満である	
	教職員がいじめ防止対策推進法28条を理解している	教職員がいじめ防止対策推進法28条を理解している	A 9割以上の教職員がいじめ防止対策推進法28条を理解している	A
			B 8割以上の教職員がいじめ防止対策推進法28条を理解している	
			C いじめ防止対策推進法28条を理解している教職員が8割未満である	